Ⅲ 保険医療機関等に対する指導等の結果

1 保険医療機関等

健康保険法、国民健康保険法等に基づく保険診療を担当する機関として、厚生労働大臣が指定した保険医療機関、保険医、保険薬局及び保険薬剤師があります。

これらの機関等に対する診療報酬は、保険医等が保険医療機関等において健康保険法、医師法、医療法及び医薬品医療機器等法等の規定並びに「療養担当規則」の規定を遵守し、医学的に妥当適切な診療を行い、「診療報酬点数表」に定められたとおりに請求を行っている場合に支払われます。

療養担当規則では、診療報酬請求の前提として、請求の根拠となる診療録（カルテ）が適切に記載されていることや、診療報酬明細書（レセプト）の傷病名と診療録（カルテ）の傷病名が一致していること等が求められています。

また、保険診療禁止事項として、無診察治療等、特殊療法・研究的診療等、健康診断、濃厚（過剰）診療、特定の保険薬局への患者誘導等が挙げられています。

東京都は、保険医療機関（医科、歯科）及び保険薬局に対し、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条に基づき、関東信越厚生局と共同で個別指導等を実施し、保険診療の質的向上及び適正化を図っています。

また、指定訪問看護事業所に対し、国民健康保険法第54条の２の２及び高齢者の医療法の確保に関する法律第80条に基づき、関東信越厚生局と共同で個別指導等を実施し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図っています。

さらに、受領委任を取り扱う柔道整復施術所及びはり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術所に対する個別指導等は国通知に基づき実施しています。

（1） 医科

ア　令和７年度　指導実施状況

（ア）個別指導

（単位：件）

対象数 (a)	個別指導数 (b)	実施率 (b/a)
13,673	155	1.1%

※上記の指導数の内訳は、新規個別指導124件（うち診療所123件、病院１件）、個別指導30件（うち診療所20件、病院10件）、特定共同指導は1件です。

（イ）集団指導

指導数	主な内容
2,757	・保険診療の取扱 ・診療報酬請求事務　　・過去の指導事例

※上記の指導数の内訳は、集団指導 2,757 件、新規登録医の集団指導０件です。

指摘の具体事項例

➢ 診療に関する事項

◇　診療録について、初診時の既往歴、アレルギー歴及び家族歴等の記載が乏しい。
◇　診療録について、医師による日々の診療内容の記載が乏しい。
◇　長期にわたる急性疾患等の傷病名が認められた。
◇　検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名（いわゆるレセプト病名）が認められた。
◇　外来管理加算について、患者からの聴取事項や診察所見の要点の診療録への記載がない。
◇　特定疾患療養管理料について、治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点の診療録への記載がない。
◇　特定疾患治療管理料（特定薬剤治療管理料１、悪性腫瘍特異物質治療管理料等）について、治療計画の要点の診療録への添付又は記載がない。
◇　生活習慣病管理料（Ⅱ）について、療養計画書を４月に１回以上交付していない。
◇　在宅療養指導管理料（自己注射、在宅酸素療法等）について、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない。
◇　検査について、必要性が乏しい検査を実施している。検査の結果評価を診療録に記載していない。
◇　処置を実施したこと、部位、箇所数及び処置した範囲を診療録等に記載していない。

（療養担当規則第8条、第12条、第20条及び第22条）

➢ 請求事務等に関する事項

◇　実際の診療録の内容と診療報酬明細書上の記載が異なる。
◇　再診相当であるにもかかわらず、初診料を算定している。
◇　患者から自由診療として費用を徴収しているものについて保険請求している。
◇　保険医の異動（常勤、非常勤）について届出がされていない。
◇　電子的に保存している記録の管理・運用について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠していない。
◇　診療報酬の請求に当たっては、全ての診療報酬明細書について保険医自らが診療録との突合を行い、記載事項や算定項目に誤りや不備等がないか十分に確認すること。

（算定方法告示、留意事項通知、療養担当規則第2条の3）

➢ 自主返還に係る事項

◇　算定要件を満たさない請求（初診料、再診料、外来管理加算、特定疾患療養管理料、特定疾患治療管理料、診察情報提供料、在宅療養指導管理料等）が見られる。

◇　不適切に行った検査（必要性が乏しい、段階を踏んでいない等）が見られる。

（算定方法告示、留意事項通知）

【根拠法令等】
＊療養担当規則
＝昭和32年4月30日厚生省令第15号「保険医療機関及び保険医療養担当規則」
＊算定方法告示
＝平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」
＊留意事項通知
＝令和６年3月５日保医発0305第４号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（2） 歯科

ア 令和7年度　指導実施状況

（ア） 個別指導

（単位：件）

対象数 (a)	個別指導数 (b)	実施率 (b/a)
10,388	67	0.6%

※上記の指導数の内訳は、新規個別指導45件（うち診療所45件、病院０件）、個別指導21件（うち診療所20件、病院１）、特定共同指導は１件です。

（イ） 集団指導

指導数	主な内容
1,928	・保険診療の取扱 ・診療報酬請求事務 ・過去の指導事例

※上記の指導数の内訳は、集団指導 1,463 件、新規登録医の集団指導 465 件です。

指摘の具体事項例

➢ 診療に関する事項

◇　診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
◇　歯周病等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している。
◇　投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項等を十分に勘案し、個々の症例に応じて適切に行うこと。
◇　歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和２年３月　日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。
◇　歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用３次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見の記載が不十分である。
◇　補綴時診断料について、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載しないで算定している。

（療養担当規則第８条、第 12 条、第 21 条及び第 22 条等）

➢ 請求事務に関する事項

◇　明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付すること。
◇　保険医療機関は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
◇　保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。

（算定方法告示、留意事項通知、療養担当規則第２条の３）

➢ 自主返還に係る事項

◇　算定できない歯科初診料の請求が見られる。
◇　算定要件を満たしていない画像診断における診断料の請求が見られる。
◇　算定要件を満たしていない補綴時診断料の請求が見られる。

（算定方法告示、留意事項通知）

【根拠法令等】
＊療養担当規則
　＝昭和32年4月30日厚生省令第15号「保険医療機関及び保険医療養担当規則」
＊算定方法告示
　＝平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」
＊留意事項通知
　＝令和６年3月５日保医発0305第４号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（3） 保険薬局

ア 令和7年度 指導実施状況

（ア）個別指導

（単位：件）

対象数 (a)	個別指導数 (b)	実施率 (b/a)
7,050	67	1.0%

※上記の指導数の内訳は、新規個別指導55件、個別指導12件です。

（イ）集団指導

指導数	主な内容
2,260	・保険診療の取扱 ・調剤報酬請求事務 ・過去の指導事例

※上記の指導数の内訳は、集団指導 2,260 件、新規登録薬剤師の集団指導０件です。

指摘の具体事項例

➢ 処方せんの取扱いについて

◇ 調剤済処方せんの「備考」欄又は「処方」欄に記載すべき、医師への照会事項、変更事項の記載が不適切である。

（薬剤師法第26条、記載事項通知）

➢ 薬剤服用歴の記載等について

◇ 薬剤服用歴の記載が乏しい。
◇ 薬剤服用歴の記録の第一面について、患者情報の追加・更新が行われていない。

（算定方法告示、留意事項通知）

➢ 調剤内容について

◇ 服薬指導が処方せんの受付けの都度、新たに収集した患者の情報等を踏まえて行われていない。
◇ 薬剤服用歴の記録が前回処方のチェックのみに使用されていて、患者指導に反映されていない。
◇ 処方内容について、処方医への疑義照会が適切に行われていない。

（療養担当規則第8条、薬剤師法第24条）

➢ **調剤報酬の請求について**
◇ 算定要件を満たさない乳幼児服薬指導加算の請求が見られる。 ◇ 算定要件を満たさない特定薬剤管理指導加算の請求が見られる。 （算定方法告示、留意事項通知）

【根拠法令等】
＊薬剤師法
　＝昭和35年法律第146号
＊療養担当規則
　＝昭和32年4月30日厚生省令第16号「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」
＊算定方法告示
　＝平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」
＊記載事項通知
　＝昭和51年８月７日保険発第82号「診療報酬請求書等の記載要領等について」
＊留意事項通知
　＝令和６年3月５日保医発0305第4号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（4） 指定訪問看護事業所

ア 令和7年度　指導実施状況

（ア）個別指導

（単位：件）

対象数 (a)	個別指導数 (b)	実施率 (b/a)
1,954	2	0.1%

※上記の指導数の内訳は、新規個別指導0件、個別指導2件です。

（イ） 集団指導

（単位：件）

指導数	主な内容
184	・基準と届出について　・診療報酬改定の概要 ・訪問看護療養費の留意事項　・指導、監査

（5） 柔道整復施術所

ア 令和7年度　指導実施状況

（ア） 集団指導

（単位：件）

指導数	主な内容
238	・受領委任の取扱　・療養費について ・療養費支給申請請求事務　・過去の指導事例

（6） はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術所

ア 令和7年度 指導実施状況

（ア） 集団指導

（単位：件）

指導数	主な内容
225	・受領委任制度の概要　・療養費制度の概要 ・療養費算定基準　・指導、監査

（7） 保険診療に係る返還金

個別指導等を実施した結果、令和７年度に保険医療機関等から返還の申し出等があった額は、856,244,511円でした。

区分	件数（件）	金額（円）
国民健康保険制度	700	206,512,565
後期高齢者医療制度	752	576,008,439
生活保護（医療扶助）等公費	343	73,723,507
計	1,795	856,244,511

※関東信越厚生局との合同指導による返還額を含みます。

※合計件数は延べ数です。医療機関等数では827か所となります。